

第三次稲城市保健福祉総合計画

ともに生き、ともにつくる まちづくり

概要版



稲城市

『第三次稲城市保健福祉総合計画』とは…

稲城市では、『第二次稲城市保健福祉総合計画』が平成 29 年度で計画期間満了となることを受け、保健福祉を取り巻く環境や福祉ニーズの変化を踏まえ、課題に取り組んでいくため、平成 30 年度から6か年の計画について定めた『第三次稲城市保健福祉総合計画』を策定しました。

策定にあたっては、公的なサービス（公助）と、市民の力による支え合い、助け合い活動（共助または互助）のバランスがとれた地域の保健福祉の向上を目指しています。

策定の経過 ～市民参加による計画づくり

（1）策定委員会の設置による計画の策定

福祉に関する関係団体の代表や保健福祉関係機関、一般公募などによる市民の協力を得て、5つの専門部会から構成される「策定委員会」を設置し、全体会と各専門部会で審議を行いました。

策定委員会

地域福祉
部会

高齢者福祉
部会

障害者福祉
部会

子ども福祉
部会

保健医療
部会

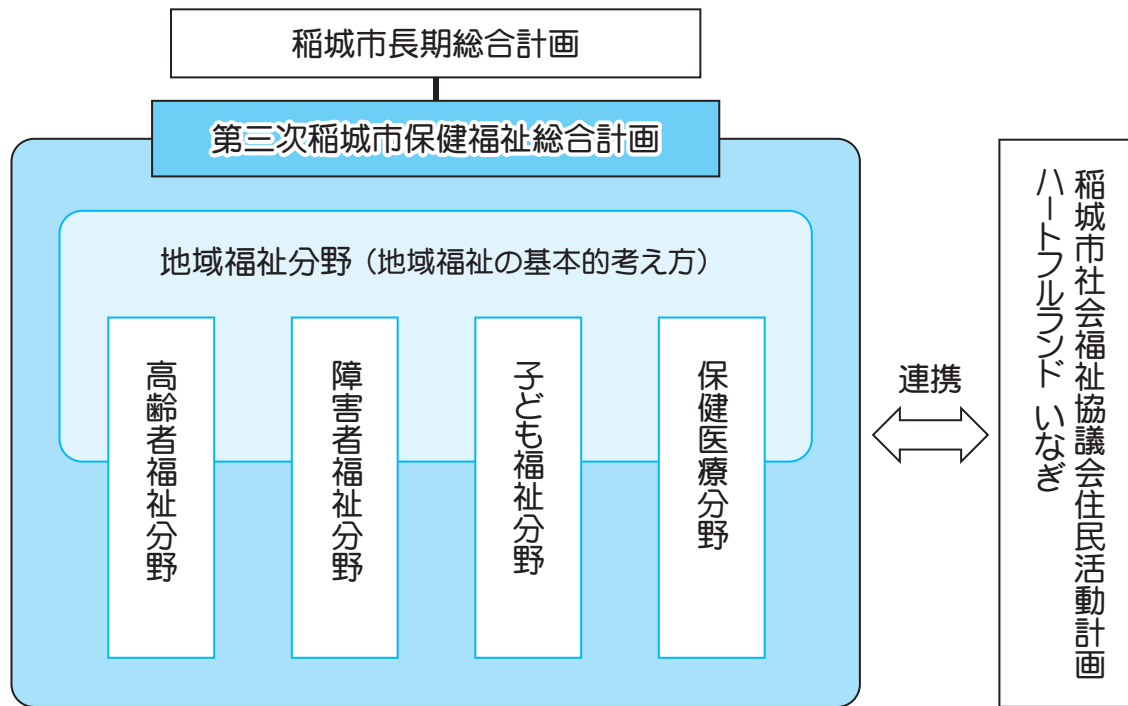
（2）市民アンケート調査の実施

市民の意識や行動を把握し、計画策定に向けた基礎資料とするため、計画の全分野に関して、それぞれ平成 29 年 3 月にアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査対象者	調査対象者数	有効回収数
(1)地域福祉調査	20歳以上の方	3,000人	1,179人
(2)高齢者福祉調査	65歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方	3,000人	1,895人
(3)障害者福祉調査	身体障害「身体障害者手帳」所持の方	1,799人	928人
	知的障害「愛の手帳（療育手帳）」所持の方	422人	202人
	精神障害「精神障害者保健福祉手帳」所持、または「自立支援医療制度（精神通院）」利用の方	1,010人	416人
(4)子育て・若者支援調査	18歳以上60歳未満の方	3,000人	931人
(5)ひとり親家庭調査	16歳以上で児童育成手当を受給している方	500人	187人
(6)保健医療調査	20歳以上の方	2,500人	1,118人

「第三次稲城市保健福祉総合計画」の位置づけと構成

本計画は、本市の最上位の計画である「第四次稲城市長期総合計画」（およびその後継計画）に即した、保健福祉部門を中心とした施策と方向を明らかにする、保健福祉に関する総合的な計画です。保健福祉の各施策を高齢者福祉、障害者福祉、子ども福祉、保健医療の各分野に分け、それらすべてを包含する地域福祉の基本的な考え方・方向性を示しています。



計画の推進と進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するために、本市の保健福祉に関する識見のある人や公募による市民、学識経験者等の委員で構成する「稲城市保健福祉推進委員会」を設置し、計画の施策・事業の進行管理、成果についての評価などを行います。

「PDCAサイクル」による進行管理

Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた取り組みを計画する
Do（実行）	計画に基づき取り組みを実行する
Check（評価）	取り組みを実行した結果を把握・分析し、評価する（学ぶ）
Act（改善）	評価に基づき、計画の目標、活動などの改善を行う

基本理念と重点目標

《基本理念》

ともに生き、ともにつくる まちづくり

本計画では、「第二次計画」の基本理念を継承し、引き続き「ともに生き、ともにつくる まちづくり」を基本理念として掲げ、すべての人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、お互いを理解し合い、地域で支え合う、快適に住み続けられる稲城市の実現を目指します。

《重点目標》

みんなで支え合う 地域づくり

地域においてお互いが助け合い、支え合って安心して住み続けることのできる
ともに生きる地域づくり

利用者の立場を考えた 地域密着ケアの推進

サービス利用者の生活、家族全体を支援する
利用しやすく、より質の高い
地域に密着したケアシステムの構築と推進

コミュニティ ソーシャルワークの 充実

制度化されたサービス提供とともに
地域住民やボランティアによる
支え合う福祉コミュニティづくりの充実

◎「コミュニティソーシャルワーク」とは…

サービス利用者それぞれの家族関係や生活環境に即し、どのような自立生活上の支援が必要であり、また、本人が何を求めているかを明らかにするなかで、制度化されたサービスの提供だけでなく、近隣住民やボランティアによる援助も含めて、その人なりの地域自立生活支援を考えていこうとするものです。

《基本的視点》

「総合性」の
尊重

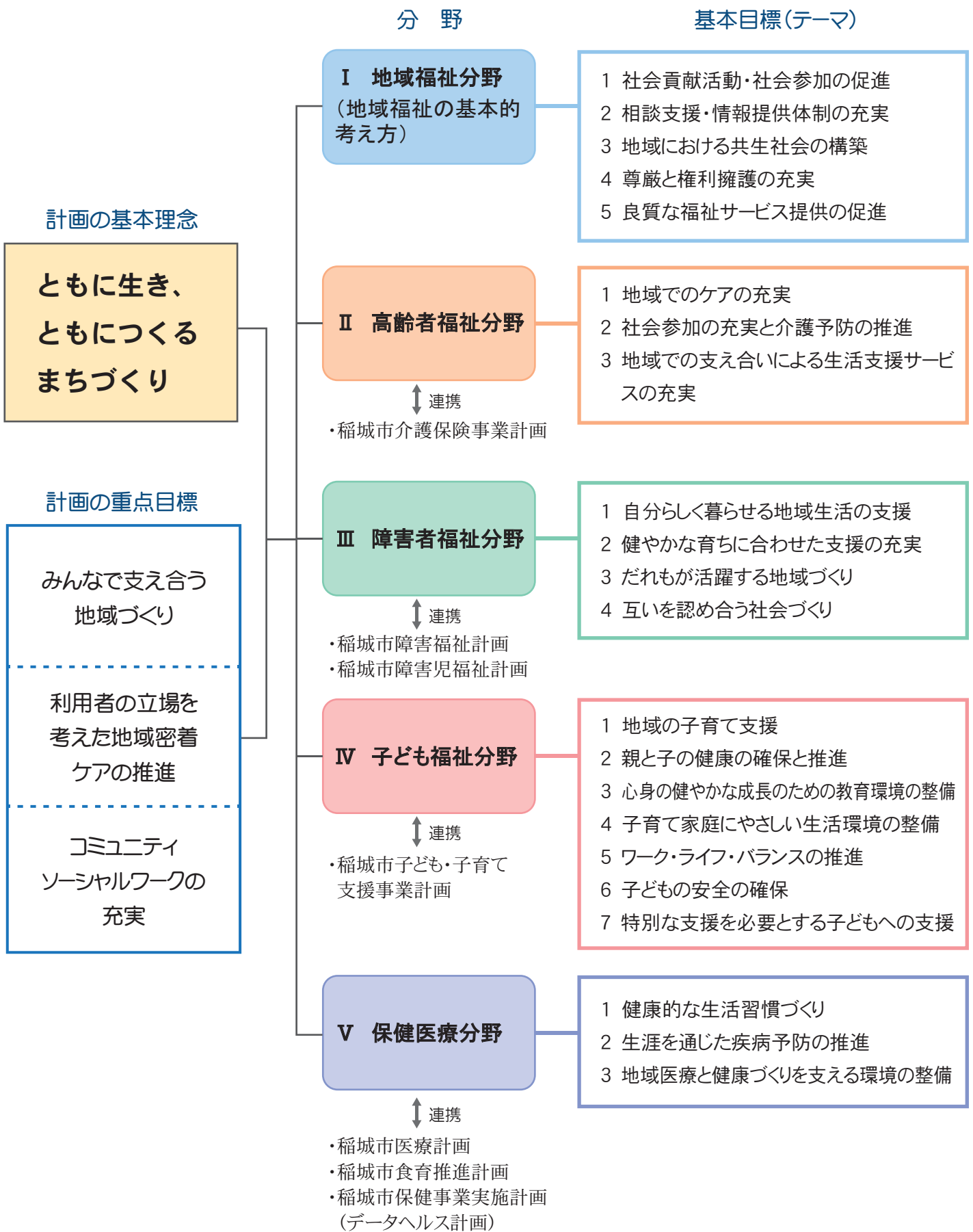
「主体性」の
尊重

「地域性」の
尊重

「社会性」の
尊重

「文化性」・
「快適性」の
尊重

計画の展開 (計画体系図)



I 地域福祉分野 (地域福祉の基本的考え方)

◇社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」にあたります。

基本目標

1

社会貢献活動・社会参加の促進

地域共生社会の実現のためには、市民の「支え合いの心」・「お互いさまの関係」を育てることが大切であることから、市民意識の啓発に努め、家庭・学校・地域における福祉教育・福祉学習を推進していきます。

また、社会貢献活動を始めようとする人たちのための“きっかけ”の場や機会をつくり、ボランティア活動やNPOなどの活動に幅広い市民の参加を得て、支え合いの地域づくりにつなげます。

「ともに生き、ともにつくる まちづくり」を実現するには、市民一人ひとりが自分のできる範囲で積極的に社会参加していくことが重要であるため、高齢者、障害のある人一人ひとりの特性に十分配慮した社会参加を支援・促進していきます。

施策

- (1) 意識の啓発と教育の推進
- (2) 幅広い社会貢献活動・社会参加の促進

基本目標

2

相談支援・情報提供体制の充実

市民が必要とする福祉等のサービスを主体的に選択することができるよう、地域の相談支援機能の充実と連携強化、わかりやすい情報提供の仕組みづくりの充実に取り組みます。

また、市民が自立した生活を送ることができるよう、各種の制度を活用して生活の安定と自立を支援していきます。

施策

- (1) 相談支援機能の充実
- (2) 必要な人への情報提供
- (3) 生活の安定と自立への支援

基本目標

3

地域における共生社会の構築

市民の参加を得て生活課題を解決するという「支え合いの地域づくり」や、さまざまな活動団体の交流・連携に基づく「協働」が図られるよう支援します。また、市民が良質なサービスを選択できるよう制度によるサービスの基盤整備を進めるとともに、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、さらにはサービスを担う専門機関や地域住民をはじめ、NPO、民間事業者、ボランティアなどと協力・連携して、地域の安全・安心を支える体制の整備を図ります。「支え合いの地域づくり」により、災害時等における要配慮者対策の推進を図ります。

さらに、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基
づいて、施設整備や交通手段の確保などを推進します。

施策

- (1) 見守り・支え合いの地域づくり
- (2) 地域での自立生活を支える環境の整備
- (3) 災害時等における要配慮者対策の推進

基本目標

4 尊厳と権利擁護の充実

認知症などで判断能力が低下した人でも必要なサービスを安心して利用できる権利擁護
の体制の充実や、子どもや高齢者、障害のある人への虐待防止の取り組みなど、安心して
暮らせる地域づくりが重要となっています。そこで、利用者が安心してサービスを選択で
きるよう、事業者への働きかけや苦情解決への迅速な対応、判断能力が低下した人の権利
を守るための取り組み、地域と関係機関との連携による虐待防止の取り組みなど、市民の
尊厳と権利が守られる体制づくりに努めます。

施策

- (1) サービス利用者の権利の擁護
- (2) 子ども、高齢者、障害者の虐待の防止

基本目標

5 良質な福祉サービス提供の促進

市民に最も近い自治体として地域主権を積極的に推進できるよう、組織体制の拡充を進
めます。また、市民サービス向上の視点に立ち、福祉人材や介護サービスの担い手などを
めぐる状況をさまざまな角度から検証し、市職員に対するより効果的な研修やサービス事
業者向けの研修、さらには資格取得の支援・促進などに努めます。

市民が必要とするサービスを安心して選択できるよう、サービスの質の向上を図るため、
サービス事業者に対する研修の実施、良質なサービス提供に向けた第三者による評価の定
着などの適切な指導に取り組みます。

施策

- (1) 組織体制の拡充
- (2) サービス事業者への指導と質の向上

Ⅱ 高齢者福祉分野

◇老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」にあたります。

基本目標

1

地域でのケアの充実

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、自治会など地域の活動団体をはじめ、民生委員・児童委員、NPOやボランティア、社会福祉協議会などさまざまな担い手が一体となってお互いの自立生活を支える、包括的な支え合いに取り組んでいく必要があります。

まず、地域で包括的な支援を行うための中核となる地域包括支援センターの機能の強化に努めます。市内4か所にセンターが設置され、認知度も上がってきたなかにおいては、相談や支援のネットワークの充実や、マネジメントの質の向上を図ります。

次に、認知症への対策は、高齢者が認知症とまらないための予防の充実はもちろんのこと、認知症や認知症のある方への市民の理解や、その理解に基づいた支え合いが大きな力となるため、一層の支援を行います。

また、認知症の方を含め、高齢者が地域で安全で安心して暮らせるよう、先に述べたようなさまざまな地域の担い手の協力を得て、支え合いの環境整備を進め、高齢者の安全・安心の確保につなげます。

そして、相談については問題解決の最初の窓口となることが多いため、身近なところや総合的に受けられる仕組みの充実を図るとともに、高齢者を支える家族に対しても交流の機会などの支援に力を入れます。

さらに、在宅での生活を支えるサービスが充実するよう、地域密着型サービスの計画的な整備や生活支援を提供するためのサービスの充実を進めます。

施策

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 認知症施策の強化
- (3) 安全・安心の確保
- (4) 家族等介護者の支援
- (5) 利用しやすいサービス提供
- (6) サービス基盤の整備

社会参加の充実と介護予防の推進

高齢者が自主的に社会参加活動を行うことは、いつまでも元気にいきいきと暮らし、社会の中で活躍するために欠かせないことであり、健康づくりや生きがいづくりにつながるほか、地域の中においても大きな役割を果たしています。

そのため、高齢者の状況に留意した介護予防を推進し、自主的な活動に対し一層の支援を行うことにより、身体機能の維持・改善を図り、社会参加の促進につなげます。

また、ふれあいと交流を楽しみながら地域社会の一員として積極的な社会参加・地域貢献活動を担うとともに、就労意欲のある高齢者の就労支援など高齢者が生きがいを持って暮らすことができるよう支援します。

施策

- (1) 介護予防の推進と自主的活動への支援
- (2) 社会参加・地域貢献活動の促進
- (3) 就労の支援

地域での支え合いによる生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、行政がサービスを提供するだけでなく、地域での支え合いによる支援もますます重要になってきています。近年問題となった高齢者虐待や孤立死の防止、被災時といったいざというときの対応には、普段からの見守りや声かけが大きな力を発揮します。

そのため、地域の支え合いの組織や、地域住民による生活支援のサービスを充実させ、住み慣れた地域で暮らす住まい環境の整備に努めます。

また、高齢期に判断能力が不十分な状態になった場合でも、人権が尊重されるように、権利擁護事業や成年後見制度の普及・啓発などを進めます。

施策

- (1) 地域での見守り・声かけ・支え合いの推進
- (2) 生活支援サービスの推進
- (3) 住まい環境の整備
- (4) 権利擁護と苦情対応

Ⅲ 障害者福祉分野

◇障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」にあたります。

基本目標

1

自分らしく暮らせる地域生活の支援

障害のある人もない人も、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていくことができるよう、一人ひとりの状況やニーズに合わせた地域生活の支援を充実させるとともに、個々の特性に応じた一貫した支援を推進します。そのためにも、身近な場所で気軽に相談できる機会や場を確保していくことは特に重要であり、日常的な相談や計画相談の充実が最優先で取り組んでいくべき施策となります。

また、障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化が進むなか、支援を必要とする人が、質・量の両面で十分なサービスを受けられるよう、より一層情報提供の充実を図るとともに、サービス提供体制の確保に努めます。加えて、発達障害・高次脳機能障害や難病等についても、これまで以上に相談支援や普及啓発に努め、サービスの利用拡大につなげていきます。

施策

- (1) 相談支援の充実
- (2) 障害福祉サービスの推進
- (3) 保健・医療サービスの推進
- (4) 生活安定への支援
- (5) ライフステージに対応した支援の充実
- (6) 重度重複障害者（児）への支援の充実
- (7) 高次脳機能障害者・難病患者への支援の推進
- (8) 災害対策等の充実

基本目標

2

健やかな育ちに合わせた支援の充実

乳幼児期や学齢期など、早い段階から子どもの発達に関して適切な相談や支援が受けられる体制の充実を図り、すべての子どもの健やかな育ちを大切にする環境づくりを推進します。そのためにも、子どもの発達支援の必要性や障害の受容を支える取り組みによって、家族や周囲の方の理解の促進を図るとともに、子どもの発達の段階に応じた切れ目のない支援の充実に努めます。

また、障害のある子どもに対するサービスの提供体制を計画的かつ確実に構築していくため、「障害児福祉計画」等と緊密に連携をとりながら、適切なサービスを効果的に提供していきます。

加えて、保育や教育等のさまざまな場面において障害のある子どもの受け入れ体制の充実を図るとともに、一人ひとりの発達や障害等の状況に応じた保育や教育が受けられるようにしていくことで、障害のある子どもの個性や能力を育む体制の整備に努めます。

施策

- (1) 障害児支援体制の充実
- (2) 障害児保育・教育の推進

3 だれもが活躍する地域づくり

障害のある人もない人も、だれもが活躍する地域の実現のため、就労支援の充実や社会参加の支援・促進を図ります。就労の面では、障害者就労支援センターの地域開拓促進コーディネーターを中心に、ハローワーク、企業、特別支援学校、通所事業所などと引き続き連携を図りながら、切れ目のない支援の充実に努めます。

また、障害の有無にかかわらず、だれもが自由に社会に参画することができ、多様な生き方を選択できる地域づくりを推進します。そのため、本人活動の推進・促進や団体活動への支援を図るとともに、障害のある人の社会参加を妨げる、ハード・ソフト両面の社会的障壁をなくしていくための取り組みや支援を推進します。

施策

- (1) 就労支援の充実
- (2) 本人活動の推進
- (3) 団体活動の支援
- (4) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

4 互いを認め合う社会づくり

障害のある人もない人も互いに理解し合い、支え合う社会を実現していくために、障害についての普及・啓発や福祉教育の充実を図ります。

また、差別のない社会の実現を目指し、適切な「合理的配慮」の提供を行うとともに、障害のある人への虐待の防止や権利擁護の推進を図ります。さらに、より多くの人々が障害のある人とふれあう機会を持てるよう、ともに過ごせる機会や場の充実に図り、互いを認め合う社会づくりの推進に努めます。

施策

- (1) 差別の解消と障害者理解の促進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 地域活動の充実

Ⅳ 子ども福祉分野

◇「子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」と整合・連携を図ります。

基本目標

1

地域の子育て支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスや保育・教育サービスの充実を図るとともに、そのサービスが利用しやすく、より有効なものとなるよう取り組みを推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、子育て支援の担い手となる人材の確保に努めます。学童クラブや児童館事業など、子どもの健全な育成に向けた各種活動を推進します。

施策

- (1) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実
- (2) 地域の子育て支援サービスの充実
- (3) 子育てに関する相談体制の充実と情報提供
- (4) 子育てボランティア等への支援
- (5) 子どもの健全育成
- (6) 経済的支援の充実

基本目標

2

親と子の健康の確保と推進

妊娠、出産、育児期に至るまで、各段階に応じた母と子の健康づくり事業に取り組み、相談・指導を通じた育児不安の軽減に努めるとともに、食育の推進や思春期からの健康づくりの充実を図ります。

また、安心して子どもを生み、育てられるよう小児医療の充実を図るなど、保健・福祉・医療に関わるサービスが総合的かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努めます。

施策

- (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- (2) 食育の推進
- (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

基本目標

3

心身の健やかな成長のための教育環境の整備

家庭を築き、子どもを育てることの大切さや意義を理解する次代の親づくりに努めます。

また、次代を担う子どもたちが成長とともに豊かな心、健やかな身体、確かな学力を育んでいくことができるよう、学校の教育環境や教育内容の充実を図るとともに、家庭、学校、地域が連携して、それぞれが本来もつ教育力の向上を図ります。とりわけ、稲城市ならではの豊かな緑を生かし、子どもたちの自然体験や社会性を育む交流・活動機会の提供に努めます。

施策

- (1) 次代の親づくり
- (2) 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上

4 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮した居住環境の整備を図ります。

また、子どもやその保護者はもちろん、すべての市民が安全に通行することができる道路環境の改善や、安心して外出できる公共施設のバリアフリー化を推進します。さらに、緑に囲まれた環境を最大限活かした子育て環境の整備を行うとともに、地域住民と協力して安全・安心の子育て環境づくりを推進します。

施策

- (1) 良好な居住環境の整備
- (2) 子育てにやさしい環境の整備
- (3) 安全・安心まちづくりの推進

5 ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯が増加しているなか、男女が協力して子どもを生き育てられる家庭を築けるよう、男性を含めた働き方の見直し等、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く市民や企業に対して浸透させ、理解と協力を求めます。

また、男女を問わず育児休業等の普及啓発など、子育て家庭が働きやすい環境づくりに向けた取り組みを図ります。

施策

- (1) 男女の働き方の見直し等
- (2) 仕事と子育ての両立支援

6 子どもの安全の確保

子どもたちを交通事故や犯罪の被害から守る活動を、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、関係機関、地域と連携・協力しながら総合的な防止対策を推進します。

また、子どもたちに対して悪影響を及ぼす薬物乱用防止等の非行防止対策、インターネット等によるメディアの有害情報対策を推進します。

施策

- (1) 子どもの交通安全の確保
- (2) 子どもを犯罪から守る環境および活動の推進
- (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

7 特別な支援を必要とする子どもへの支援

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携・協力を図ります。

ひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実、自立への支援、啓発活動を推進します。障害児が身近な地域で生活でき、障害の程度に応じた保育・教育の場を整備し療育サービスを提供するなど、一貫した総合的な取り組みを推進します。

施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援
- (3) 障害児施策の充実

V 保健医療分野

◇「健康日本21（第二次）」における地方計画にあたります。

基本目標

1

健康的な生活習慣づくり

生涯を通じて健康でいきいきと暮らしていくためには、若い頃から自分の健康に関心を持ち、生活習慣病を予防することが重要です。

そのため、バランスの取れた食生活、運動の習慣化、こころの健康づくり、飲酒・喫煙に対する正しい知識の普及など、市民一人ひとりが生活習慣の大切さを認識し、健康的な生活習慣づくりに取り組むことができるよう支援します。

施策

- (1) 意識啓発と健康づくり活動の推進
- (2) 食育の推進
- (3) 運動・身体活動の推進
- (4) こころの健康づくり
- (5) 飲酒、喫煙等に対する正しい知識の普及

基本目標

2

生涯を通じた疾病予防の推進

乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代の市民が健やかで心豊かに暮らすことができるよう、ライフステージに応じた総合的な健康づくりを支援していくことが重要です。

そのため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援、各種健診（検診）の確実な実施、市民の死因で最も多いがんの予防、生涯を通じた歯や口腔の健康などの健康づくり事業に取り組むとともに、高齢者ができる限り介護を必要とする状態にならないよう、健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進します。

施策

- (1) 妊産婦・乳幼児への切れ目ない保健対策の充実
- (2) 特定健診・特定保健指導の充実
- (3) 感染症等の予防の推進
- (4) がん予防の充実
- (5) 歯と口腔の健康の推進
- (6) 高齢者の健康づくりの推進

地域医療と健康づくりを支える環境の整備

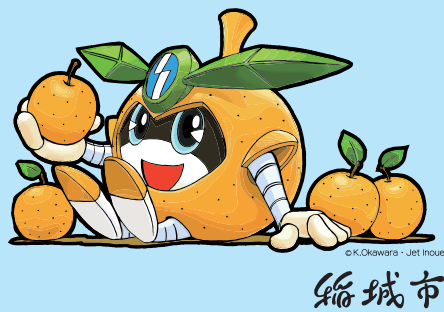
地域の医療機関はさまざまですが、それぞれの特長をいかした役割分担をして、一人ひとりの患者にふさわしい医療を提供する一方、市民一人ひとりが健康づくりへの取り組みを継続していけるよう、まちぐるみで支援していくことが重要です。

そのため、地域医療および地域の健康づくりの中心的な役割を担うかかりつけ医等の普及をさらに進めるとともに、地域の医療資源の活用が円滑にできるよう地域医療のネットワーク化を推進します。

また、稲城市健康プラザを拠点とした、市全体で健康づくりに取り組む仕組みづくりなど、健康づくりを支える環境整備を図ります。

施策

- (1) 地域医療の充実
- (2) 市立病院と救急医療体制の充実
- (3) 健康づくり環境の整備
- (4) 保健医療・福祉の連携
- (5) 人とペット（動物）が共生できる社会の推進



編集・発行 稲城市福祉部

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地 TEL 042-378-2111 (代表)

本冊子は再生紙を使用しています。

